

条項(省令)	内容	対応	適否
第66条	法第27条の2の規定による廃棄に関する技術上の基準は、次条に定めるところによる。		
第67条	火薬類(不発弾等を除く。)の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない。		適・否
2項	前項の爆発処理又は燃焼処理をする場合には、第51条第1号から第7号まで、第9号から第11号まで、第53条の4第2号、第4号及び第5号並びに第54条第1号から第8号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。		適・否
1号	爆発又は燃焼は、広い場所、高さ2m以上の土堤で囲まれた一定の場所等廃棄しようとする火薬類の全量が爆発した場合において他に危害を及ぼさないような場所で行うこと。		適・否
2号	爆発又は燃焼をするときは、赤旗を掲げ、かつ、見張人を置き作業に必要なでない者の通行を遮断すること。		適・否
3号	廃棄しようとする火薬類は、安全な場所に置き、処分終了前に次の処分に着手しないこと。		適・否
4号	燃焼により廃棄する場合には、焼却中はみだりに接近しないこと。		適・否
5号	屋外において燃焼により廃棄する場合には、風の少ない日を選び、かつ、点火に際しては風下から行うこと。		適・否
6号	電気雷管で爆発させる場合には、爆発場所を離れて導通試験を行うこと。		適・否
3項	不発弾等(不発弾等の解撤作業により生じる火薬類を含む。以下次項において同じ。)の廃棄を行うために、不発弾等廃棄処理場を設けなければならない。		適・否
4項	前項の不発弾等廃棄処理場(製造所内のものを除く。)は、次の各号の規定によらなければならない。		
1号	不発弾等廃棄処理場は、不発弾等廃棄処理場外の保安物件に対して、次の表の保安距離をとること。(表省略)		適・否
2号	不発弾等廃棄処理場には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で定員を定め、定員内の従事者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。		適・否
3号	不発弾等廃棄処理場には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で停滞量を定め、これを超えて不発弾等を存置しないこと。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
5項	不発弾等を爆発処理又は燃焼処理する場合には、第51条第1号から第3号まで、第4号から第7号まで、第9号及び第10号並びに第54条第1号から第8号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、不発弾等の解撤により生じる火薬類であって不発弾等の外殻から分離されたものを爆発処理又は燃焼処理するときは、第1項第1号及び第2項の規定によることができる。		適・否
1号	爆発処理するときは、想定する不発弾等の処理量及び処理回数を設定し、当該想定値に対して十分な耐爆性を有する構造の鋼製チャンバを用いること。		適・否
2号	鋼製チャンバは、繰り返しの爆発処理に対して十分な耐爆性を維持していることを確認するため、劣化を計測する装置を備え、処理の都度計測を行い、十分な耐爆性が残されていないと判断される場合には使用しないこと。		適・否
3号	鋼製チャンバの搬入口の方向には、経済産業大臣が告示で定める基準による土堤又は防爆壁を設置すること。		適・否
4号	燃焼処理するときは、火焰や飛散物が外部へ放出されることのない構造であり、かつ、少量ずつ燃焼する装置並びに内圧及び温度を監視する装置を設けた燃焼炉を用いること。		適・否
5号	爆発処理又は燃焼処理するときは、あらかじめ、その処理に用いる設備の能力に応じた不発弾等の最大数量を定め、当該最大数量以下で処理すること。		適・否
6項	爆発又は燃焼以外の方法により不発弾等を廃棄する場合には、温度、圧力の急激な変化が起きないように措置が講じられた処理設備を用いること。		適・否
7項	第3項、第4項及び第5項第3号に規定する基準については、経済産業大臣が廃棄方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする。		適・否

火薬類取締法施行規則関係例示基準(廃棄)

条項	内容	対応	適否
第67条			
11項	施行規則第67条第1項に規定する火薬類(不発弾等を除く。)の廃棄の方法とは、次のいずれかの基準によること。		
	1. 火薬又は爆薬は、少量ずつ爆発処理又は燃焼処理すること。		適・否
	2. 水又は溶媒に可溶性の成分を主とする火薬又は爆薬は、安全な溶液として分解処理すること。		適・否
	3. 凍結したダイナマイトは、完全に融解した後燃焼処理するか、又は0.5kg以下を順次に爆発処理すること。		適・否
	4. 工業雷管、電気雷管又は信号雷管は、孔を掘って入れ、又は水中に入れ、爆発処理すること。		適・否
	5. 導火線は、燃焼処理又は湿潤状態として分解処理すること。		適・否
	6. 導爆線及び制御発破用コードは爆発処理又は、少量ずつ燃焼処理すること。		適・否
	7. 導火管付き雷管は、導火管部と雷管部とを切断し、雷管部は4.に規定する方式により爆発処理し、導火管部は爆発処理又は燃焼処理すること。		適・否
	8. 実包又は空包は、燃焼炉(燃焼中に実包又は空包の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。)を使用して燃焼処理すること。		適・否
	9. 銃用雷管は、孔を掘って入れ、爆発処理又は、燃焼炉(燃焼中に銃用雷管の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。)を使用して燃焼処理すること。		適・否
	10. 4.から9.に掲げるもの以外の火工品は、4.から9.の基準に準じて処理すること。		適・否